

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表実施証明システム
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	25 都市デザイン部 都市政策室
個人情報ファイルの利用目的	住居表示実施を証明するために利用する。
記録項目	氏名、旧住所、新住所
記録範囲	住居表示実施対象者
記録情報の収集方法	住基情報を取得したうえで、世帯調査を実施
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部都市政策室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号及び 2 号（電算処理ファイル及びマニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	まちなみ地区指定等申入関連台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	25 都市デザイン部 都市政策室
個人情報ファイルの利用目的	まちなみ地区指定にあたり、地区住民の意向確認を行うため。
記録項目	氏名、住所、電話番号
記録範囲	まちなみ地区対象者名簿
記録情報の収集方法	町会からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部都市政策室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	屋外広告物許可申請台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	25 都市デザイン部 都市政策室
個人情報ファイルの利用目的	屋外広告物の許可申請
記録項目	氏名、住所、電話番号、免許番号
記録範囲	屋外広告物の許可申請にあたり必要な申請者・所有者・管理者・直接の管理者・占有者、工事施行者、土地所有者
記録情報の収集方法	屋外広告物申請書を提出した者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部都市政策室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生産緑地地番一覧表
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	25 都市デザイン部 都市政策室
個人情報ファイルの利用目的	生産緑地に指定する事で税額計算や行為の制限が生じるなどの影響がある事から、生産緑地として新規に指定を受けたい意向があった事実や経過を記録として残しておくため利用。
記録項目	氏名、住所、電話番号、所有地地番、実印(印鑑証明含む)、所有者本人、主たる従事者のほか、権利者(抵当権等)が存在する場合はその者の氏名・住所・実印に関する情報も含む。
記録範囲	「生産緑地地区指定に係る事前相談申出書(様式第1号)」、「生産緑地指定希望申出書(様式第2号)」を提出した者※ ※所有者本人のほか、権利者が存在する場合は「生産緑地地区の指定同意書(様式第3号)」を提出した者も対象に含む。
記録情報の収集方法	本人から申請書で収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	ー
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部都市政策室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	ー
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号及び2号（電算処理ファイル及びマニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	ー
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地権者意向調査台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	25 都市デザイン部 都市政策室
個人情報ファイルの利用目的	昭和 45 年～新都市計画法（現行法）に基づきこれまでに行った都市計画変更業務（主として区域区分変更）にかかる地権者の意向を確認した資料。（当該都市計画の変更を要望するとりまとめ代表者より市が預かった資料）
記録項目	氏名、住所、所有地地番、実印
記録範囲	都市計画変更にかかる「要望書」「同意書」（いずれも任意様式）を記入した所有者本人、及び当該資料のとりまとめを行い市へ提出した代表者本人。
記録情報の収集方法	とりまとめ代表者より資料（任意様式）で収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部都市政策室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地図交付代金台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	25 都市デザイン部 都市政策室
個人情報ファイルの利用目的	窓口にて販売を行っている地図等を購入した者に対し発行する領収書の内容について、エクセル表にて件数記録を行っているもの。
記録項目	氏名、住所
記録範囲	窓口にて地図等を購入した本人
記録情報の収集方法	本人記載により収集。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部都市政策室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宅地開発条例第8条による覚書
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	和泉市宅地開発地域の良い居住環境の確保に関する条例に基づく協議が成立したことを確認するために利用する。
記録項目	氏名、住所
記録範囲	和泉市宅地開発地域の良い居住環境の確保に関する条例第5条の規定に基づく事前協議書を提出した者
記録情報の収集方法	本人から申請書で収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	43 条事前協議・許可受付台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第 43 条第 2 項の許認可案件の管理のため。
記録項目	申請者氏名、申請場所（地番）
記録範囲	申請書を提出した者。
記録情報の収集方法	申請書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	許認可台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第 43 条第 2 項の許認可案件の管理のため。
記録項目	申請者氏名、敷地位置（地番）
記録範囲	申請書を提出した者。
記録情報の収集方法	申請書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建設リサイクル受付台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）第 10 条の届出案件の管理のため。
記録項目	届出者氏名、住所、電話番号、施行場所
記録範囲	届出書を提出した者。
記録情報の収集方法	届出書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	上下水道部お客さまサービス課 上下水道部下水道整備課 上下水道部水道工務課 泉州農と緑の総合事務所（大阪府） 大阪府循環型社会推進室
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	浄化槽設置台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽法第 5 条の届出案件等の管理のため。
記録項目	届出者（設置）氏名、設置場所
記録範囲	届出書を提出した者。
記録情報の収集方法	届出書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	協議経過台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	和泉市適正かつ良質な建築物の創造に関する条例第6条の届出案件の管理のため。
記録項目	建築主氏名・住所、建築場所
記録範囲	届出書を提出した者。
記録情報の収集方法	届出書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	総務部税務室資産税担当
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築確認台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく各種申請案件の管理のため。
記録項目	建築主氏名・住所・電話番号、建築場所
記録範囲	確認申請書を提出した者。
記録情報の収集方法	申請書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	長期優良住宅認定等受付台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条の認定申請案件等の管理のため。
記録項目	申請者氏名、認定位置、定期点検実施予定者氏名
記録範囲	認定等申請書を提出した者及び当該認定に係る定期点検実施予定者。
記録情報の収集方法	申請書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	総務部税務室資産税担当
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地区計画台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	地区計画届出案件の管理のため。
記録項目	届出者氏名、届出場所
記録範囲	届出書を提出した者。
記録情報の収集方法	届出書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要綱台帳
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	26 都市デザイン部 建築・開発指導室
個人情報ファイルの利用目的	和泉市宅地開発条例に基づく申請案件の管理のため。
記録項目	申請者氏名、申請場所
記録範囲	申請書を提出した者。
記録情報の収集方法	申請書から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公営住宅システム
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	27 都市デザイン部 建築住宅室
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅の入居者管理全般に利用する。
記録項目	氏名、住所、性別、免許番号、 生年月日、所得、電話番号、障がい有無、駐車場区画、 車両情報、銀行口座
記録範囲	市営住宅の入居者、同居者、退去者、保証人、緊急連絡先
記録情報の収集方法	本人から申請書で収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	指定管理者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築住宅室住宅政策担当 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	空家台帳(アクセス)
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	27 都市デザイン部 建築住宅室
個人情報ファイルの利用目的	空き家対策事業に係る所有者等把握のため。
記録項目	氏名、住所、電話番号、所得、障がい有無
記録範囲	該当不動産の所有者、法定相続人又は管理者
記録情報の収集方法	不動産登記情報・水道閉栓情報・固定資産情報の照会、 現地調査及びヒアリング
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部建築住宅室住宅政策担当 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号及び2号（電算処理ファイル及びマニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	苦情・要望台帳データファイル
行政機関の名称	1 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	29 都市デザイン部 土木維持管理室
個人情報ファイルの利用目的	苦情・要望についてデータ化し、緊急時等に備え、検索等を早急に可能とするため
記録項目	氏名、住所、連絡先
記録範囲	苦情・要望等の連絡者
記録情報の収集方法	連絡者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	和泉市都市デザイン部土木維持管理室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし
備考	